

各市町村の受益者負担金の分割徴収期間

No.	市町村名	最大分割年数	最大分割回数	備考
01	水戸市	3	年4回で計12回	内原第一負担区以外
		5	年4回で計20回	内原第一負担区(旧内原町の一部)
02	日立市	4	年4回で計16回	
03	土浦市	3	年4回で計12回	
04	古河市	5	年4回で計20回	
05	石岡市	5	年4回で計20回	
06	結城市	5	年4回で計20回	
07	龍ヶ崎市	5	年4回で計20回	
08	下妻市	5	年4回で計20回	
09	常総市	5	年4回で計20回	
10	常陸太田市	4	年4回で計16回	
11	高萩市			
12	北茨城市	5	年4回で計20回	
13	笠間市	5	年4回で計20回	
14	取手市			
15	牛久市	5	年4回で計20回	
16	つくば市	5	年4回で計20回	
17	ひたちなか市	5	年4回で計20回	
18	鹿嶋市	5	年4回で計20回	
19	潮来市	7	年4回で計28回	本人の申出による最大分割回数
20	守谷市	5	年4回で計20回	
21	常陸大宮市	5	年4回で計20回	
22	那珂市	5	年4回で計20回	
23	筑西市	5	年4回で計20回	
24	坂東市	5	年4回で計20回	
25	稲敷市	5	年4回で計20回	
26	かすみがうら市	3	年4回で計12回	
27	桜川市	5	年4回で計20回	

28	神栖市	5	年4回で計20回	
29	行方市	5	年4回で計20回	
30	銚田市	5	年4回で計20回	
31	つくばみらい市	5	年4回で計20回	
32	小美玉市	5	年4回で計20回	
33	茨城町	5	年4回で計20回	
34	大洗町	7	年4回で計28回	1,800㎡以上の場合で本人の申出による最大分割回数
35	城里町	5	年4回で計20回	第1負担区のみ、賦課対象区域が2,000㎡以上の所有者は、本人の申し出により7年に分割することができる。
36	東海村	4	年4回で計16回	
37	大子町			
38	美浦村	5	年4回で計20回	
39	阿見町	5	年4回で計20回	
40	河内町	5	年4回で計20回	
41	八千代町	5	年4回で計20回	
42	五霞町	5	年4回で計20回	
43	境町	5	年4回で計20回	
44	利根町	5	年4回で計20回	
45	日立・高萩組合	4	年4回で計16回	
46	取手組合	5	年4回で計20回	
		10	年4回で計40回	700㎡以上の場合(本人の申出による)
47	ひたちなか東海組合	-	-	負担金による徴収無し